産業データ共有・利活用プラットフォーム事業における事務局業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

産業データ共有・利活用プラットフォーム事業における事務局業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

令和６(2024)年４月 17 日（水）

栃木県産業労働観光部産業政策課

１　業務の目的

すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、地域の課題解決と経済発展を両立する”Society5.0”の実現に向けて、「データの連携・活用」は我が国の戦略・方向性の核と位置付けられている。

産業界においても自社で保有する「販売データ」や自治体が保有する「オープンデータ」、さらには携帯電話などの位置情報から取得される「人流データ」など、様々なビックデータが活用されることにより、各企業においては的確な経営判断や業務の効率化に資するとともに、サービスの品質向上や新たなビジネスモデルの創出などにより、地域経済の活性化にも寄与する可能性を秘めている。

このため、県では県内企業の参画を得て、これまで経験や勘に頼っていた人の流れや顧客の属性、嗜好等を、ビックデータの収集・分析等により「見える化」するとともに、その結果を踏まえた施策を展開し、効果検証を行う実証実験に取り組んできた。

本事業は、今後も県内企業の成長や競争力強化に繋がるデータ利活用を促進するため、データ利活用における運用ノウハウの集積、課題抽出及び解決策の検討等の取組を推進することを目的として、実施するものである。

２　委託業務の概要

（ア）委託業務名

産業データ共有・利活用プラットフォーム事業における事務局委託業務（以下「本業務」という。）

（イ）委託業務の内容

別添「産業データ共有・利活用プラットフォーム事業における事務局業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（ウ）委託契約金額の上限

本業務の上限額は、4,283,884 円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（エ）委託業務の履行期間

契約締結した日から令和７(2025)年３月 21 日（金）まで

（オ）担当部署及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は次のとおりとする。

提出先・質疑先：栃木県産業労働観光部産業政策課
次世代産業創造室（栃木県庁舎本館６階）

住所：〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番 20 号

電話：028-623-3203／FAX：028-623-3167

E-mail：sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）ただし、面接による場合は、予め担当者宛て予約を取ること。

３　プロポーザルへの参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たすものとする。

（ア）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

（イ）　競争入札参加資格等（平成８年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

（ウ）　参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年３月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（エ）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項若しくは第２項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（オ）　栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号又は同条第４号の規定に該当する者でないこと。

４　プロポーザル実施の手続

（ア）予定される実施スケジュール

① 実施要領等の公表	令和６(2024)年４月 17 日(水)
② 実施内容等に関する質問受付期限	令和６(2024)年４月 23 日(火)　17 時必着
③ 質問に対する回答	令和６(2024)年４月 25 日(木)
④ 参加表明書の提出期限	令和６(2024)年４月 26 日(金)

⑤ 企画提案書等の提出期限　　　　　　令和６(2024)年５月 10 日(金) 17 時必着

⑥ 審査結果の通知公表　　　　　　　　令和６(2024)年５月 17 日(金)（予定）

（イ）実施要領等の配布

①　配布期間：令和６年４月 17 日（水）～25 日（木）

②　配布場所：上記２（オ）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（産業・しごと-入札・公売）からダウンロードできる。

※URL(https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html)

(担当所属で受領する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、９時から 17 時まで)

（ウ）実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式１）を産業政策課宛てに電子メールにより提出すること。

（エ）質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ上で公開する。

（オ）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式２）及び参加資格確認書（別記様式３）を作成し、電子メールにより提出すること。(到着確認のため、送信後に電話連絡すること。)

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和６(2024)年５月９日(木) 17 時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

（カ）企画提案書の作成・提出

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成・提出すること。

①　企画提案書の用紙は、原則としてＡ４判用紙を使用することとし、Ａ３判用紙を使用する場合には、Ａ４判サイズに折り込むこと。枚数に制限は設けないが、カラー印刷とすること。

②　企画提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とするが、作成に当たってはできる限り専門的な用語は避け（やむを得ず、使用する場合は注釈を加える）、平易かつ分かりやすい表現を使用すること。

A)　本業務に対する考え方

B)　業務遂行人員体制（人員、経歴等）

C)　実施計画（仕様書「４　委託業務の内容」についての具体的な進め方、効果測定方法、実施スケジュールを含むこと。)

D)　これまでに取り組んだ類似の事業実績

E)　個人情報の管理方法

F)　見積額

③　企画提案書は１者１提案とする。

④　企画提案書の提出部数は、６部（正本１部、副本５部）とし、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

提出の際に、栃木県知事宛ての「見積書」の正本１部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目（人件費、旅費、資料作成費、諸経費、消費税等）ごとに区別するとともに企画提案書の見積額と整合をとること。

⑤　企画提案書は、次のとおり提出すること。

A)　提出物　企画提案書　６部（正本１部、副本５部）
　　　　　　見積書　　　１部（正本１部）

B)　提出期限　令和６(2024)年５月 10 日(金) 17 時必着

C)　提出方法　持参又は郵送(郵送の場合は、電話にて到着確認を行うこと。)

⑥　企画提案書等提出書類の取扱は、次のとおりとする。

A)　提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。)。

B)　提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

C)　提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

D)　企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

５　契約候補者の選定（書面審査）

参加表明者が参加要件を満たす旨を確認した後、次により審査を行う。

（ア）評価基準

別表「産業データ共有・利活用プラットフォーム事業業務委託企画提案審査表」の評価基準に基づき、審査を行う。

（イ）審査方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づき、プロポーザル選定委員が審査を行う。失格者を除いた者のうち、企画提案者の中で各選定委員の評価点数の合計点が最も高い１者を契約候補者とする。該当する企画提案者が複数あった場合には、委員ごとの順位付け及び評価項目の各得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、提案事業者の順位を決定し、１位となった提案事業者を契約候補者に定める。

各選定委員による評価点数の合計点が満点に対し６割未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。参加者が１者の場合も同様とする。

（ウ）審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。

６　契約の締結

（ア）　上記５の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。

（イ）　契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。

（ウ）　契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

７　失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

（ア）　提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

（イ）　必要な記載事項又は書類が欠如していた場合

（ウ）　企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

（エ）　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（オ）　本要領に違反すると認められる場合

（カ）　その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

８　その他

（ア）　企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

（イ）　プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

（ウ）　企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとして扱う。

（エ）　企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとして扱う。

（オ）　プロポーザル参加により栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

別表　産業データ共有・利活用プラットフォーム事業業務委託企画提案審査表

1　評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（５名）が採点する。

2　企画提案者の中で各選定委員の評価点数の合計点が最も高い１者を契約候補者とする。

3　上記２が複数あった場合には、委員ごとの順位付け及び評価項目の各得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、提案事業者の順位を決定し、１位となった提案事業者を契約候補者に定める。

4　各選定委員による評価の合計点が300点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。参加者が１者の場合も同様とする。

（100点満点）

評価項目	評価内容	配点
1　企画力	事業の目的や仕様書に示した要件を満たし、事業の趣旨に沿った提案であること。	10点
	専門的な知識やノウハウを生かした企画提案であり、内容が優れていること。	10点
	既存の枠組みにとらわれることなく、独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	20点
	これまでに類似の事業に関する事業実績があるか。	10点
2　遂行能力	事業の実施方法、実施体制及びスケジュールが実現可能であること。	10点
	事業を行う能力（データ利活用に関するノウハウ等）を十分に有していること。	20点
	取り扱うデータや個人情報について、適切な管理が可能な体制となっているか。	10点
3　費用の積算	経費積算が妥当・適切な内容であり、コストパフォーマンスに優れたものとなっていること。	10点